

東京都立高校の卒業式などで、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱するよう教職員に求めた校長の職務命令が憲法に違反するかどうか争われた訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷（白木勇裁判長）は6日、「合憲」との判断を示し、原告の元教職員13人の上告を棄却した。

原告の敗訴が確定した。

君が代の起立斉唱命令を合憲とする最高裁の判決は、5月30日の第2小法廷に続き2件目。前回は裁判官4人の全員一致の結論だったが、この日は、5人の裁判官のうち宮川光治裁判官が、「命令は明白に違憲とは言えないが、必要不可欠だったかどうか、さらに厳格に審査する必要がある」とし、審理を2審・東京高裁に差し戻すべきだとする反対意見を述べた。

（2011年6月6日 21時54分 読売新聞）